

IV 東京都教育委員会の組織

1 教育委員会制度

地方公共団体が行う事務のうち、教育、学術及び文化に関する事務の処理に際しては、その性質上、政治的中立を維持すること、行政が安定していること、住民の意思を反映することが求められる。これらに応えるため、都道府県及び区市町村には、知事又は区市町村長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。

2 東京都教育委員会の構成

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した6人の委員により組織されている。委員の任期は、4年である。

教育委員会には教育長を置くこととされており、教育長は、教育委員会の指揮監督の下、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどっている。教育長は、東京都教育委員会の委員のうちから、東京都教育委員会によって任命される。

東京都教育委員会の事務を処理するための事務局を東京都教育庁といい、教育長が事務を統括している。

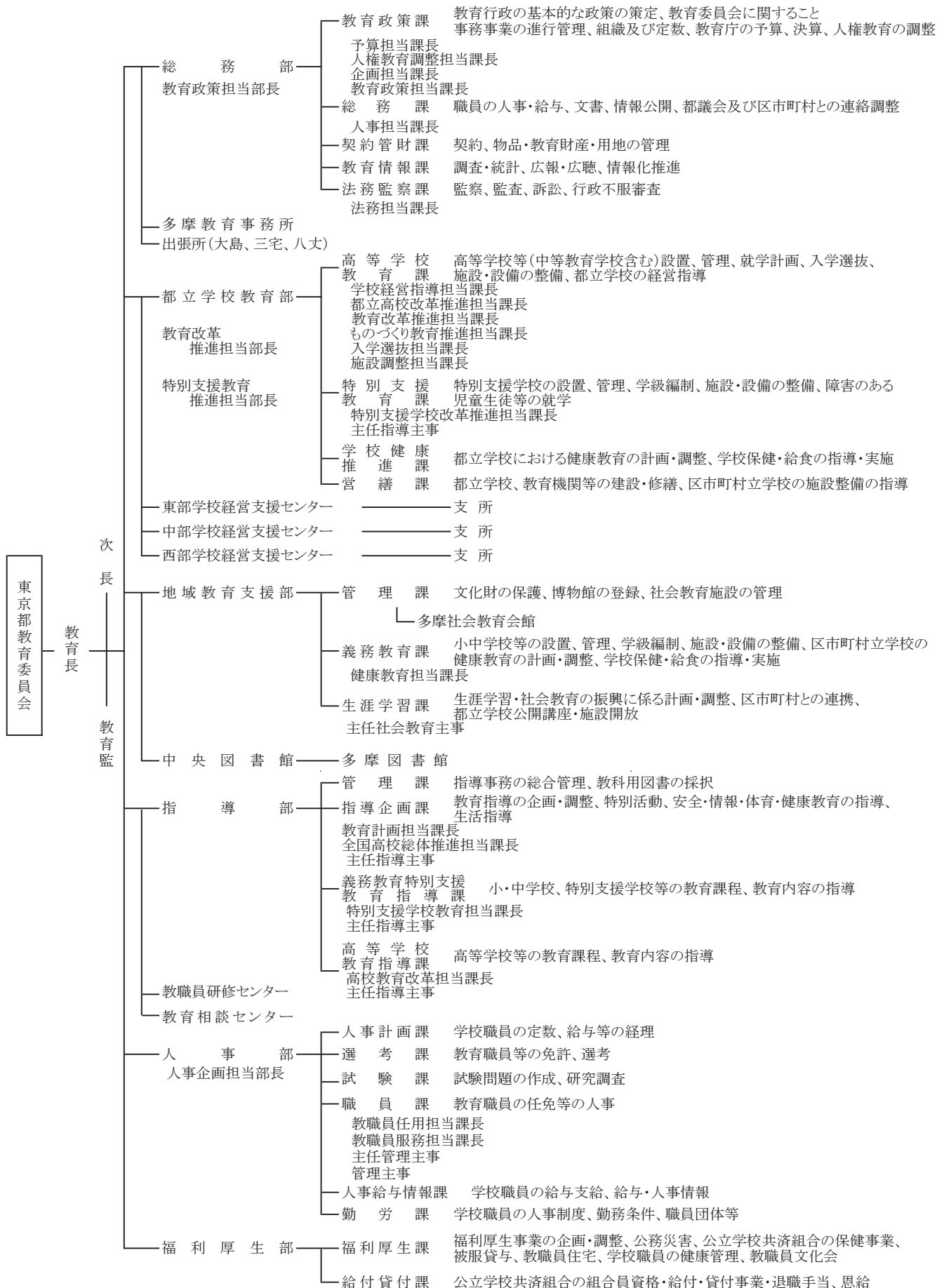
3 東京都教育委員会委員

(平成25年4月1日現在)

職名	氏名	任期	備考
委員長	木村 孟	自平成16年10月20日 至平成28年10月19日	文部科学省顧問
委員 (委員長職務代理)	内館 牧子	自平成14年3月13日 至平成26年3月12日	脚本家
委員 (委員長職務代理)	竹花 豊	自平成19年10月1日 至平成27年9月30日	パナソニック株式会社顧問
委員	乙武 洋匡	自平成25年2月28日 至平成29年2月27日	作家
委員	山口 香	自平成25年4月1日 至平成27年12月20日	筑波大学体育系准教授
委員	比留間 英人	自平成24年7月13日 至平成28年7月12日	教育長

4 教育庁組織と事務分掌（平成25年4月1日現在）

主 な 分 掌 事 務



5 付属機関

平成 25 年 4 月 1 日現在

名 称	根 拠 法 令	所 掌 事 務	委員数(人)	任期(年)	主管課
東 京 都 産 業 教 育 審 議 会	産 業 教 育 振 興 法 第 11 条、東 京 都 産 業 教 育 審 議 会 に 関 する 条 例	産 業 教 育 の 振 興 を 図 る た め、東 京 都 教 育 委 員 会 又 は 知 事 の 諮 問 に 応 じ て 産 業 教 育 に 関 し、調 査 審 議 し、建 議 す る。	15	2	都 立 学 校 教 育 部 高 等 学 校 教 育 課
東 京 都 文 化 財 保 護 審 議 会	文 化 財 保 護 法 第 190 条、東 京 都 文 化 財 保 護 条 例	東 京 都 教 育 委 員 会 の 諮 問 に 応 じ て、 文 化 財 の 保 存、活 用 に 関 する 重 要 事 項 を 調 査 審 議 し、建 議 す る。	20	2	地 域 教 育 支 援 部 管 理 課
東 京 都 学 校 保 健 審 議 会	東 京 都 学 校 保 健 審 議 会 条 例	公 立 学 校 の 保 健 管 理 の 万 全 を 期 す る た め、東 京 都 教 育 委 員 会 の 諮 問 に 応 じ て、学 校 の 保 健 衛 生 に 関 し て 審 議 し、答 申 す る。	20 (以 内)	2	地 域 教 育 支 援 部 義 務 教 育 課
東 京 都 生 涯 学 習 審 議 会	生 涯 学 習 の 振 興 の た め の 施 策 の 推 進 体 制 等 の 整 備 に 関 する 法 律 第 10 条、東 京 都 生 涯 学 習 審 議 会 条 例	都 民 の 生 涯 学 習 に 資 す る た め の 施 策 の 総 合 的 な 推 進 に 関 し、東 京 都 教 育 委 員 会 又 は 知 事 の 諮 問 に 応 じ て 調 査 審 議 し、建 議 す る。	25 (以 内)	2	地 域 教 育 支 援 部 生 涯 学 習 課
東 京 都 社 会 教 育 員 委	社 会 教 育 法 第 15 条 東 京 都 社 会 教 育 委 員 の 設 置 に 関 する 条 例	社 会 教 育 に 関 し て 東 京 都 教 育 委 員 会 に 助 言 す る。ま た、東 京 都 教 育 委 員 会 の 諮 問 に 応 じ、意 見 を 述 べ る。	20 (以 内)	2	地 域 教 育 支 援 部 生 涯 学 習 課
東 京 都 教 科 用 図 書 選 定 審 議 会	義 務 教 育 諸 学 校 の 教 科 用 図 書 の 無 償 措 置 に 関 す る 法 律 第 11 条	教 科 書 採 択 に 関 する 東 京 都 教 育 委 員 会 の 諮 問 に 応 じ て 調 査 審 議 し、建 議 す る。	20	毎 年 度 4 月 1 日 ～ 8 月 31 日	指 導 部 管 理 課
東 京 都 立 図 書 館 協 議 会	図 書 館 法 第 14 条、東 京 都 立 図 書 館 条 例	図 書 館 の 運 営 に 関 し、館 長 の 諮 問 に 応 じ る と と も に、図 書 館 奉 仕 に つ い て、館 長 に 意 見 を 述 べ る。	20 (以 内)	2	都 立 中 央 図 書 館